



愛媛県報

発 行 愛 媛 県

印 刷 岡田印刷株式会社

平成14年 7月18日木曜日 第1373号外 1

◇ 目 次 ◇

| | |
|--|---|
| 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛媛県）..... | 1 |
| 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準..... | 3 |

告 示

○愛媛県告示第1321号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第 138 号）第 4 条の 3 の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を次のとおり定めた。

平成14年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（愛媛県）

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第 138号）第 4 条の 3 の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第 110 号）第 5 条第 1 項に規定する区域のうち愛媛県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第 188 号）別表第 2 第 3 号ルに掲げる区域について、平成13年12月11日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成16年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は、次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

| 区 分 | 削減目標量 (トン/日) | (参考) 平成11年度における量 (トン/日) |
|-------|-----------------|-------------------------------|
| 生活排水 | 18 | 21 |
| 産業排水 | 44 | 42 |
| そ の 他 | 7 | 7 |

(2) 窒素含有量について

| 区 分 | 削減目標量 (トン/日) | (参考) 平成11年度における量 (トン/日) |
|-------|-----------------|-------------------------------|
| 生活排水 | 10 | 10 |
| 産業排水 | 9 | 11 |
| そ の 他 | 48 | 52 |

(3) りん含有量について

| 区 分 | 削減目標量 (トン/日) | (参考) 平成11年度における量 (トン/日) |
|-------|-----------------|-------------------------------|
| 生活排水 | 0.9 | 0.9 |
| 産業排水 | 1.1 | 1.1 |
| そ の 他 | 3.2 | 3.4 |

2 削減目標量の達成の方途

(1) 生活排水処理施設の整備等

瀬戸内海の汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活排水についても効率的に処理しなければならない。このため、市町村等と協力しながら、下水道の整備の一層の促進を図るほか、地域の実情に応じ、合併処理浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、漁業集落排水施設等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、排水処理の高度化の促進及びこれらの施設の適正な維持管理を徹底するなど生活排水対策を計画的に推進することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

ア 下水道の整備等

下水道の整備については、下水道整備七箇年計画との整合性を図りつつ、次の表に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進を図る。

また、下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を推進する。

なお、合流式下水道については、越流水の現状把握に努めるとともに、改善を推進する。

| 年度 | 行政人口（千人） | 処理人口（千人） |
|----|----------|-----------|
| 16 | 1,474 | 591 [1] |

[1] 書きは、高度処理人口を示す（内数）。

イ その他の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、合併処理浄化槽設置整備事業の活用等による合併処理浄化槽の一層の普及促進と既設の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図るとともに、規模の大きなものに対しては、高度処理施設の導入を指導する。

また、地域の実情に応じて農業集落排水施設、コミュニティ・プラント及び漁業集落排水施設の整備の促進を図る。

なお、浄化槽については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び愛媛県浄化槽取扱指導要綱（昭和60年9月28日制定）に基づき、その設置及び管理を適正に行うよう指導の強化を図る。

ウ し尿処理施設の整備

し尿処理施設については、将来の改造計画に併せて、高度処理施設の導入を指導する。

また、施設の適正な維持管理の徹底により排水水質の安定及び向上に努める。

(2) 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質等の実態、排水処理技術の水準の動向、汚濁負荷量の削減のためにとられた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、汚濁負荷量の削減を図る。

なお、新增設の施設については、既設の施設に比べて、より高度な排水処理技術の導入が可能であることにかんがみ、特別の総量規制基準を定め、汚濁負荷量の抑制を図る。

また、特定の業種等については、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成13年12月環境省告示第74号）別表、窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成13年12月環境省告示第75号）別表及びりん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成13年12月環境省告示第76号）別表に規定する業種その他の区分を更に排水量規模等の別により区分し、設定する。

(3) その他の汚濁発生源に係る対策

その他の汚濁発生源については、地域における発生特性を踏まえ、きめ細かな対策を講ずるとともに、特に新たに水質総量規制の対象とする窒素及びりんについては、発生源が多岐にわたることから、汚濁負荷の実態に応じた削減を指導し、汚濁負荷量の削減を図る。

ア 生活排水対策

一般家庭から排出される生活排水による汚濁負荷量を削減するため、愛媛県生活排水対策推進要領（平成3年3月15日制定）に基づき、市町村等と協力し、家庭でできるくらしの工夫による生活雑排水対策の普及を促進するとともに、生活排水対策重点地域においては、生活排水の処理施設の整備を促進し、計画的総合的な生活排水対策を推進する。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策
総量規制基準が適用されない工場又は事業場のうち、排出される汚濁負荷量が比較的大きいものについては、汚水等の処理方法に関し必要に応じ報告徴収、立入検査等を行い、排出水の実態等の把握に努めるとともに、小規模事業場排水処理指導の手引き等に基づいて、排水処理施設の設置等の指導を行う。

その他の事業場については、排出水の実態を把握するための調査を実施し、その結果に基づいて必要な指導等を行う。

ウ 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）等の活用を通じて肥料の施用量の低減を図ること等により、環境保全型農業を推進する。

エ 畜産排水対策

畜産排水対策については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第12号）、家畜排せつ物の利用の促進を図るための愛媛県計画（平成12年10月27日制定）等に基づき、畜産農家と耕種農家との連携による家畜排せつ物の農地還元を行うとともに、巡回指導等により、適正な家畜排せつ物の処理施設の設置及び管理技術の指導に努める。

オ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）、魚類養殖管理要領（昭和53年2月4日制定）、漁業者等が自ら定める沿岸漁場の環境保全対策実施要領（昭和56年6月13日愛媛県漁業協同組合連合会、愛媛県かん水養魚協議会^じ制定）等に基づき、給餌量の制限、有機物負荷の少ない飼餌料の使用の促進等を行うとともに、養殖漁場の状態を把握し、過密養殖とならないよう養殖施設の適正配置を行うなど、養殖漁場の適正利用を推進する。

また、養殖漁場の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて、漁場清掃等の適切な措置を講ずる。

(4) 教育及び啓発等

水質総量規制の目標を達成するためには、県民及び事業者の理解と協力が必要である。このため、水質汚濁防止について正しい認識を深め、水質汚濁防止に努めてもらうよう教育及び啓発を行うことにより、汚濁負荷量の削減に努める。

県民に対しては、テレビ、新聞、パンフレット等を利用して、ごみの不法投棄の防止、厨芥の流出防止の励行等について、広報活動に努める。

事業者に対しては、愛媛県環境保全協会等を通じて、各種講習会を開講することにより、この総量削減計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守はもとより、汚濁負荷量削減のための努力等の協力を要請していくこととする。

なお、これらの事業については、関係府県及び社団法人瀬戸内海環境保全協会等の協力を得て、その効果を増すよう努める。

(5) その他の汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

ア 汚泥対策

汚泥がたい積した河川、海域等の浚渫を必要に応じ行う。

また、河川等における河川直接浄化施設等の整備を必要に応じ行う。

イ 監視体制の整備等

公共用水域の水質汚濁の状況及び汚濁負荷量の削減状況を正確に把握するため、監視体制の充実を図る。

また、指定地域内事業場に対しては、汚濁負荷量測定機器の整備及び測定技術の向上を指導するとともに、立入検査の実施及び報告の徴収により、総量規制基準の遵守状況の監視、指導等を行う。

ウ 調査研究の整備促進

この総量削減計画を円滑に推進するため、必要な調査研究の拡充に努めるものとする。

エ 中小企業への助成措置

中小企業への融資制度を活用し、水質汚濁防止施設の整備を促進する。

○愛媛県告示第1322号

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「防止法」という。）第4条の5第1項及び第2項の規定に基づき、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量規制基準を次のとおり定め、平成14年10月1日から施行し、化学的酸素要求量に係る総量規制基準（平成8年7月愛媛県告示第1051号）は、平成14年9月30日限り廃止する。ただし、同年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排出水の量）を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの値については、同日から平成16年3月31日までの間は、なお従前の例による。

平成14年 7月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 化学的酸素要求量に係る総量規制基準

(1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「特別措置法」という。）第5条第1項に規定する区域のうち、愛媛県の区域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上のもの（以下1において「指定地域内事業場」という。）とする。

(2) 総量規制基準

化学的酸素要求量に係る総量規制基準は、次の表の右欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

| | | |
|---|--|---|
| 1 | 昭和55年7月1日以前に設置されている指定地域内事業場（同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に特別措置法第5条若しくは第8条の規定による許可の申請又は防止法第5条若しくは第7条の規定による届出（以下「許可の申請等」という。）がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 2 | 昭和55年7月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設（指定地域特定施設を含む。以下同じ。）が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。）（次項から22の項までに掲げるものを除く。） | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_o \cdot Q_o + C_{j0}) \times 10^{-3}$ |
| 3 | 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和56年政令第327号。以下「昭和56年改正政令」という。）の施行により昭和57年7月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 4 | 昭和56年改正政令の施行により昭和57年7月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び昭和56年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。） | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_o \cdot Q_o + C_{j0}) \times 10^{-3}$ |
| | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和57年政令第157号。以下「昭和57年改正政令」という。）の施行によ | |

| | | |
|----|--|---|
| 5 | り昭和58年1月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 6 | 昭和57年改正政令の施行により昭和58年1月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び昭和57年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。） | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_o \cdot Q_o + C_{j0}) \times 10^{-3}$ |
| 7 | 水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行令の一部を改正する政令（昭和63年政令第252号。以下「昭和63年改正政令」という。）の施行により平成元年4月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 8 | 昭和63年改正政令の施行により平成元年4月1日以前に新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）のうち、同日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び昭和63年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。） | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_o \cdot Q_o + C_{j0}) \times 10^{-3}$ |
| 9 | 水質汚濁防止法施行令等の一部を改正する政令（平成2年政令第266号。以下「平成2年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 10 | 平成2年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年4月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成2年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_i \cdot Q_i + C_o \cdot Q_o + C_{j0}) \times 10^{-3}$ |
| 11 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成3年政令第240号。以下「平成3年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 12 | 平成3年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成3年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成3年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_o \cdot Q_o + C_{j0}) \times 10^{-3}$ |
| 13 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成9年政令第269号。以下「平成9年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 14 | 平成9年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成9年12月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成9年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_o \cdot Q_o + C_{j0}) \times 10^{-3}$ |
| 15 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成10年政令第173号。以下「平成10年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 16 | 平成10年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成10年6月17日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成10年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_o \cdot Q_o + C_{j0}) \times 10^{-3}$ |
| 17 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第412号。以下「平成11年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 18 | 平成11年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年3月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成11年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_o \cdot Q_o + C_{j0}) \times 10^{-3}$ |
| 19 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成12年政令第391号。以下「平成12年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 20 | 平成12年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成12年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等の変更がされたもの及び平成12年改正 | $L_c = (C_j \cdot Q_j + C_o \cdot Q_o + C_{j0}) \times 10^{-3}$ |

| | | |
|----|--|--|
| | 政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 | 10^{-3} |
| 21 | 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（平成13年政令第201号。以下「平成13年改正政令」という。）の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（次項に掲げるものを除く。） | $L_c = C_c \cdot Q_c \times 10^{-3}$ |
| 22 | 平成13年改正政令の施行により新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、平成13年7月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更されたもの及び平成13年改正政令の施行により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場 | $L_c = (C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$ |

備考 この表の右欄に掲げる式において、 L_c 、 C_c 、 Q_c 、 C_{cj} 、 C_{ci} 、 C_{co} 、 Q_{cj} 、 Q_{ci} 及び Q_{co} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_c 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_c 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量(1)の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_c 特定排水（排水のうち、指定地域内事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途でその用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。）の量（単位 1日につき立方メートル）

C_{cj} 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量(3)の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{ci} 指定地域内事業場が属する別表第1業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表化学的酸素要求量(2)の欄に掲げる化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{co} C_c と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_{cj} 平成3年7月1日（12の項にあっては同年10月1日、14の項にあっては平成9年12月1日、16の項にあっては平成10年6月17日、18の項にあっては平成12年3月1日、20の項にあっては平成12年10月1日、22の項にあっては平成13年7月1日）以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_{ci} 昭和55年7月1日（4の項にあっては昭和57年7月1日、6の項にあっては昭和58年1月1日、8の項にあっては昭和63年10月1日、10の項にあっては平成3年4月1日）から平成3年6月30日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同期間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量（ Q_{cj} を除く。））（単位 1日につき立方メートル）

Q_{co} 特定排水の量（ Q_{cj} 及び Q_{ci} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

2 窒素含有量に係る総量規制基準

(1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号ルに掲げる区域内の特定事業場で、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）とする。

(2) 総量規制基準

窒素含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

| | | |
|---|--|--|
| 1 | 平成14年10月1日以前に設置されている指定地域内事業場（同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日以前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。） | $L_n = C_n \cdot Q_n \times 10^{-3}$ |
| 2 | 平成14年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日以前に許可の申請等がされたものを除く。） | $L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$ |

備考 この表の右欄に掲げる式において、 L_n 、 C_n 、 Q_n 、 C_{ni} 、 C_{no} 、 Q_{ni} 及び Q_{no} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_n 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_n 指定地域内事業場が属する別表第2業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表窒素含有量(1)の欄に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_n 特定排水の量（単位 1日につき立方メートル）

C_{ni} 指定地域内事業場が属する別表第2業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表窒素含有量(2)の欄に掲げる窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{no} C_n と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_{ni} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあっては、特定排水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_{no} 特定排水の量（ Q_{ni} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

(3) 総量規制基準の適用の特例

(2)に規定する総量規制基準は、(2)の表1の項の中欄に掲げる指定地域内事業場については、平成16年3月31日までの間は適用しない。ただし、当該指定地域内事業場が同表2の項の同欄に掲げる指定地域内事業場に該当するに至った場合は、この限りでない。

3 りん含有量に係る総量規制基準

(1) 適用する工場又は事業場

適用する工場又は事業場は、指定地域内事業場とする。

(2) 総量規制基準

りん含有量に係る総量規制基準は、次の表の中欄に掲

げる指定地域内事業場の区分ごとに同表の右欄に掲げる式により算出される汚濁負荷量とする。

| | | |
|---|---|--|
| 1 | 平成14年10月1日前に設置されている指定地域内事業場（同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場のうち、同日前に許可の申請等がされたものを含む。）（次項に掲げるものを除く。） | $L_p = C_p \cdot Q_p \times 10^{-3}$ |
| 2 | 平成14年10月1日以後許可の申請等がされ、当該許可の申請等に係る特定施設が設置され、又は特定施設の構造等が変更された指定地域内事業場及び当該特定施設の設置又は構造等の変更により同日以後新たに指定地域内事業場となった工場又は事業場（同日前に許可の申請等がされたものを除く。） | $L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{p0} \cdot Q_{p0}) \times 10^{-3}$ |

備考 この表の右欄に掲げる式において、 L_p 、 C_p 、 Q_p 、 C_{pi} 、 C_{p0} 、 Q_{pi} 及び Q_{p0} は、それぞれ次の値を表すものとする。

L_p 排出が許容される汚濁負荷量（単位 1日につきキログラム）

C_p 指定地域内事業場が属する別表第3業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表りん含有量⁽¹⁾の欄に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_p 特定排出水の量（単位 1日につき立方メートル）

C_{pi} 指定地域内事業場が属する別表第3業種その他の区分の欄に掲げる区分ごとに同表りん含有量⁽²⁾の欄に掲げるりん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）

C_{p0} C_p と同じ値（単位 1リットルにつきミリグラム）

Q_{pi} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）（単位 1日につき立方メートル）

Q_{p0} 特定排出水の量（ Q_{pi} を除く。）（単位 1日につき立方メートル）

(3) 総量規制基準の適用の特例

(2)に規定する総量規制基準は、(2)の表1の項の中欄に掲げる指定地域内事業場については、平成16年3月31日までの間は適用しない。ただし、当該指定地域内事業場が同表2の項の中欄に掲げる指定地域内事業場に該当するに至った場合は、この限りでない。

別表第 1 (1 関係)

| | 業種その他の区分 | 化学的酸素要求量 (単位 1リットルに つきミリグラム) | | | 備 考 |
|----|--|------------------------------------|-----|-----|--|
| | | (1) | (2) | (3) | |
| 1 | 畜産農業（日平均排水量 1,000 立方メートル以上の事業場の場合に限る。） | 40 | 40 | 30 | |
| 2 | 畜産農業（日平均排水量 1,000 立方メートル未満の事業場の場合に限る。） | 70 | 70 | 60 | |
| 3 | 天然ガス鉱業 | 60 | 60 | 60 | |
| 4 | 非金属鉱業 | 20 | 20 | 20 | |
| 5 | 肉製品製造業 | 50 | 40 | 30 | |
| 6 | 乳製品製造業 | 30 | 30 | 20 | 平成 8 年 9 月 1 日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量（同日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量）を除く特定排出水の量（以下「平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量」という。）にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、30とする。 |
| 7 | 畜産食料品製造業（前 2 項に掲げるものを除く。） | 40 | 40 | 30 | |
| 8 | 水産缶詰・瓶詰製造業 | | | | |
| 9 | 寒天製造業 | 80 | 80 | 80 | |
| 10 | 魚肉ハム・ソーセージ製造業 | 50 | 30 | 20 | |
| 11 | 水産練製品製造業 | 40 | 30 | 20 | すり身製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、30とする。 |
| 12 | 冷凍水産物製造業 | 30 | 30 | 20 | すり身製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。 |
| 13 | 冷凍水産食品製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 14 | 水産食料品製造業（8 の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | | |
| 15 | 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 | 60 | 30 | 30 | |
| 16 | 野菜漬物製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 17 | 味ぞ製造業 | 70 | 70 | 30 | 平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、60とする。 |
| 18 | しょう油・食用アミノ酸製造業 | 70 | 70 | 40 | 平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、60とする。 |
| 19 | 化学調味料製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 20 | ソース製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 21 | 食酢製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 22 | 砂糖精製業 | | | | |
| 23 | ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 | 50 | 50 | 30 | |
| 24 | 小麦粉製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 25 | パン製造業 | 30 | 30 | 20 | 平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、30とする。 |
| 26 | 生菓子製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 27 | ビスケット類・干菓子製造業 | | | | |
| 28 | 米菓製造業 | 40 | 40 | 40 | |
| 29 | パン・菓子製造業（25 の項から前項までに掲げるものを除く。） | 40 | 40 | 30 | 平成 8 年 9 月 1 日前の特定施設に係る量にあつては、 |

| | | | | | |
|----|--|-----|-----|----|--|
| | | | | | 化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、40とする。 |
| 30 | 植物油脂製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 31 | 動物油脂製造業 | | | | |
| 32 | 食用油脂加工業 | | | | |
| 33 | ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業 | 110 | 100 | 90 | |
| 34 | 穀類でんぷん製造業 | 50 | 50 | 40 | |
| 35 | めん類製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 36 | こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業 | | | | |
| 37 | 豆腐・油揚製造業 | | | | |
| 38 | あん類製造業 | 60 | 60 | 40 | |
| 39 | 冷凍調理食品製造業 | 50 | 20 | 20 | |
| 40 | そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの | 30 | 30 | 30 | |
| 41 | 清涼飲料製造業 | 30 | 20 | 20 | |
| 42 | 果実酒製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 43 | ビール製造業 | | | | |
| 44 | 清酒製造業 | | | | |
| 45 | 蒸留酒・混成酒製造業 | 30 | 30 | 20 | 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、30とする。 |
| 46 | インスタントコーヒー製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 47 | 配合飼料製造業 | | | | |
| 48 | 単体飼料製造業 | | | | |
| 49 | 有機質肥料製造業 | | | | |
| 50 | たばこ製造業 | 30 | 20 | 20 | |
| 51 | 器械生糸製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 52 | 座繰生糸製造業 | | | | |
| 53 | 玉糸製造業 | | | | |
| 54 | 生糸製造業(前3項に掲げるものを除く。) | | | | |
| 55 | 繊維工業(51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。)で整毛工程に係るもの | 80 | 80 | 70 | |
| 56 | 繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの | 30 | 30 | 30 | |
| 57 | 繊維工業で麻製織工程に係るもの | 90 | 90 | 90 | |
| 58 | 繊維工業で毛織物機械染色整理工程(のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程(以下この表において「染色整理工程附帯加工処理工程」という。)を含む。)に係るもの | 40 | 40 | 30 | 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、40とする。 |
| 59 | 繊維工業で織物機械染色整理工程(染色整理工程附帯加工処理工程を含む。)に係るもの(前項に掲げるものを除く。) | 80 | 80 | 80 | |
| 60 | 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程附帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 90 | 90 | 90 | |
| 61 | 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程附帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 60 | 50 | 50 | |
| 62 | 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程附帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 50 | 50 | 50 | |
| 63 | 繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程附帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 90 | 90 | 80 | 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、90とする。 |
| 64 | 繊維工業で不織布製造工程に係るもの | 70 | 70 | 60 | |
| 65 | 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの | 40 | 40 | 40 | |

| | | | | | |
|----|---|-----|-----|-----|--|
| 66 | 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの | | | | |
| 67 | 繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの | | | | |
| 68 | 繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。） | 30 | 30 | 30 | |
| 69 | 一般製材業 | 40 | 40 | 40 | |
| 70 | 木材チップ製造業 | | | | |
| 71 | 合板製造業 | 30 | 30 | 30 | 接着機洗浄水を循環するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10、10とする。 |
| 72 | パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。） | 50 | 50 | 50 | |
| 73 | パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの | 40 | 40 | 40 | |
| 74 | 床柱製造業 | | | | |
| 75 | 木材薬品処理業 | 20 | 20 | 20 | |
| 76 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの | 70 | 70 | 60 | |
| 77 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの | 60 | 60 | 60 | |
| 78 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの | 50 | 50 | 50 | |
| 79 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | 140 | 130 | 120 | |
| 80 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの | 80 | 80 | 80 | |
| 81 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | 60 | 50 | 40 | |
| 82 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの | 70 | 70 | 60 | 精選工程においてドラム型洗浄機を使用しているものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ の欄の値は、80とする。 |
| 83 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | 60 | 60 | 50 | |
| 84 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの | 90 | 90 | 80 | |
| 85 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの | 100 | 100 | 70 | |
| 86 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナグランドパルプ又はサーモメカニカ | 50 | 40 | 40 | |

| | | | | | |
|-----|---|-----------------------------|----|----|--|
| | ルパルプ製造工程を有するものに限る。 。)に係るもの | | | | |
| 87 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの(前項に掲げるものを除く。) | (1) 日平均排水量30,000立方メートル以上のもの | 30 | 20 | 20 |
| | | (2) 日平均排水量30,000立方メートル未満のもの | 50 | 20 | 20 |
| 88 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの | (1) 日平均排水量30,000立方メートル以上のもの | 40 | 40 | 40 |
| | | (2) 日平均排水量30,000立方メートル未満のもの | 60 | 40 | 40 |
| 89 | 機械すき和紙製造業 | | 60 | 60 | 60 |
| | | | | | パルプ製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ の欄の値は、70とする。 |
| 90 | 手すき和紙製造業 | | 90 | 90 | 80 |
| 91 | 塗工紙製造業 | | 20 | 20 | 20 |
| 92 | 段ボール製造業 | | 40 | 40 | 40 |
| 93 | 重包装紙袋製造業 | | 70 | 70 | 70 |
| 94 | セロファン製造業 | | 40 | 40 | 40 |
| 95 | 乾式法による繊維板製造業 | | | | |
| 96 | 繊維板製造業(前項に掲げるものを除く。) | | 80 | 80 | 60 |
| 97 | パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(76の項から前項までに掲げるものを除く。) | | 30 | 30 | 30 |
| 98 | 新聞業 | | 50 | 50 | 50 |
| 99 | 出版業 | | | | |
| 100 | 印刷業 | | | | |
| 101 | 製版業 | | | | |
| 102 | 窒素質・りん酸質肥料製造業 | | 30 | 30 | 30 |
| 103 | 複合肥料製造業 | | | | |
| 104 | 化学肥料製造業(前2項に掲げるものを除く。) | | | | |
| 105 | ソーダ工業 | | 20 | 20 | 20 |
| 106 | 電炉工業 | | | | |
| 107 | 無機顔料製造業 | | 20 | 20 | 20 |
| | | | | | 黄鉛製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。 |
| 108 | 無機化学工業製品製造業(前3項に掲げるものを除く。) | | 20 | 20 | 20 |
| | | | | | (1) 硫化鉄鉱を原料とする酸化鉄(顔料を除く。)製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、60とする。 |
| | | | | | (2) ハイドロサルファイト製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 |
| | | | | | (3) 希硫酸による二酸化硫黄の洗浄工程を有する硫酸製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50と |

| | | | | | |
|-----|---------------------------------------|----|----|----|--|
| | | | | | する。 |
| 109 | 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの | 60 | 60 | 40 | <p>(1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、50とする。</p> <p>(2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。</p> <p>(3) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。</p> <p>(4) エピクロルヒドリン製造工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。</p> |
| 110 | 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの | 50 | 50 | 30 | <p>(1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量(3)の欄の値は、50とする。</p> <p>(2) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあっては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、180とする。</p> |
| 111 | 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの | 30 | 20 | 20 | <p>(1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。</p> <p>(2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。</p> |
| 112 | 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの | 40 | 40 | 40 | <p>(1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、50、50とする。</p> <p>(2) クロロブレンゴム製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。</p> |

| | | | | | |
|-----|--|-----|-----|-----|--|
| 113 | 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの | 50 | 50 | 50 | (1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、270、260、260とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。 |
| 114 | 石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。） | 60 | 40 | 40 | 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、60とする。 |
| 115 | 脂肪族系中間物製造業 | 60 | 60 | 50 | (1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、60とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、210、210、190とする。 (3) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、80、80とする。 (4) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、140、130、130とする。 |
| 116 | メタン誘導品製造業 | 30 | 30 | 20 | |
| 117 | 発酵工業 | 120 | 110 | 110 | |
| 118 | コールタール製品製造業 | 120 | 120 | 120 | |
| 119 | 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 | 50 | 50 | 30 | (1) 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、50とする。 (2) 合成染料又は合成染料中間物の製造工程にあつては、(1)の規定にかかわらず、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、190、190、190とする。 |
| 120 | プラスチック製造業 | 30 | 20 | 20 | (1) メチルメタクリレート樹脂又はアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン共重合樹脂の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、50、50とする。 |

| | | | | | |
|-----|------------------------------------|-----|-----|-----|---|
| | | | | | (2) 硝酸セルロース又は酢酸セルロースの製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。 |
| 121 | 合成ゴム製造業 | 40 | 40 | 40 | (1) 乳化重合法による合成ゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、70、70、70とする。 (2) クロロプレンゴム製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、130、130、130とする。 |
| 122 | 有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。） | 50 | 50 | 50 | (1) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、280、270、270とする。 (2) 有機農薬原体製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、180、180、160とする。 |
| 123 | レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの | 50 | 30 | 20 | 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、40とする。 |
| 124 | レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの | 30 | 30 | 30 | |
| 125 | 合成繊維製造業 | 30 | 20 | 20 | アクリル系繊維製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、40、30とする。 |
| 126 | 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 | 40 | 40 | 30 | 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、40とする。 |
| 127 | 石けん・合成洗剤製造業 | 10 | 10 | 10 | |
| 128 | 界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。） | 40 | 40 | 40 | |
| 129 | 塗料製造業 | | | | |
| 130 | 印刷インキ製造業 | 40 | 40 | 30 | |
| 131 | 医薬品原薬・製剤製造業 | 70 | 70 | 60 | 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあつては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、70とする。 |
| 132 | 医薬品製剤製造業 | 30 | 30 | 30 | |
| 133 | 生物学的製剤製造業 | | | | |
| 134 | 生薬製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 135 | 動物用医薬品製造業 | 60 | 60 | 50 | |
| 136 | 火薬類製造業 | 20 | 20 | 20 | 硝酸エステル又はニトロ化合物の製造工程にあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、60、50とする。 |
| 137 | 農薬製造業 | 30 | 30 | 20 | |
| 138 | 合成香料製造業 | 120 | 110 | 110 | |

| | | | | | |
|-----|-----------------------------------|-----|-----|-----|---|
| 139 | 香料製造業（前項に掲げるものを除く。） | 30 | 30 | 20 | |
| 140 | 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 | | | | |
| 141 | にかわ製造業 | 100 | 100 | 80 | |
| 142 | ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。） | 20 | 20 | 20 | にかわ製造工程にあっては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、100、100、100とする。 |
| 143 | 写真感光材料製造業 | 10 | 10 | 10 | |
| 144 | 天然樹脂製品・木材化学製品製造業 | 40 | 40 | 40 | |
| 145 | イオン交換樹脂製造業 | 170 | 170 | 130 | |
| 146 | 化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。） | 40 | 40 | 40 | |
| 147 | 石油精製業 | 20 | 20 | 20 | 潤滑油製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、30、30とする。 |
| 148 | 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。） | 30 | 30 | 30 | 硫酸洗浄工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、40、40とする。 |
| 149 | コークス製造業 | 180 | 180 | 90 | 平成8年9月1日前の特定施設に係る量にあっては、化学的酸素要求量 ⁽³⁾ の欄の値は、120とする。 |
| 150 | 石油コークス製造業 | 70 | 70 | 50 | |
| 151 | 自動車タイヤ・チューブ製造業 | 10 | 10 | 10 | |
| 152 | ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの | 60 | 40 | 40 | |
| 153 | ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | 20 | 20 | 20 | |
| 154 | なめし革製造業 | 100 | 100 | 100 | |
| 155 | 毛皮製造業 | | | | |
| 156 | 板ガラス製造業 | 10 | 10 | 10 | |
| 157 | 板ガラス加工業 | | | | |
| 158 | ガラス製加工素材製造業 | | | | |
| 159 | ガラス容器製造業 | | | | |
| 160 | 理化学用・医療用ガラス器具製造業 | | | | |
| 161 | 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業 | | | | |
| 162 | ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業 | 50 | 50 | 50 | |
| 163 | ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | 30 | 30 | 30 | |
| 164 | ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。） | 10 | 10 | 10 | |
| 165 | 生コンクリート製造業 | | | | |
| 166 | コンクリート製品製造業 | | | | |
| 167 | セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 168 | 黒鉛電極製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 169 | 砕石製造業 | | | | |
| 170 | 鉱物・土石粉碎等処理業 | | | | |
| 171 | 模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。） | 10 | 10 | 10 | |
| 172 | うわ薬製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 173 | 製鋼圧延を行う高炉による製鉄業 | 10 | 10 | 10 | コークス炉を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30、30とする。 |
| 174 | 製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業 | 20 | 20 | 20 | |
| 175 | フェロアロイ製造業 | | | | |

| | | | | | |
|-----|--|----|----|----|--|
| 176 | 高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。） | 10 | 10 | 10 | |
| 177 | 転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業 | 20 | 20 | 20 | |
| 178 | 電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業 | | | | |
| 179 | 熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 180 | 冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 181 | 冷間ロール成型形鋼製造業 | | | | |
| 182 | 鋼管製造業 | 10 | 10 | 10 | |
| 183 | 伸鉄業 | | | | |
| 184 | 磨棒鋼製造業 | | | | |
| 185 | 引抜鋼管製造業 | | | | |
| 186 | 伸線業 | | | | |
| 187 | ブリキ製造業 | 20 | 20 | 20 | |
| 188 | 亜鉛鉄板製造業 | | | | |
| 189 | めっき鋼管製造業 | | | | |
| 190 | めっき鉄鋼線製造業 | | | | |
| 191 | 表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。） | 20 | 10 | 10 | |
| 192 | 鍛鋼製造業 | 10 | 10 | 10 | |
| 193 | 鍛工品製造業 | | | | |
| 194 | 鋳鋼製造業 | | | | |
| 195 | 鋳鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 196 | 鋳鉄管製造業 | | | | |
| 197 | 可鍛鋳鉄製造業 | | | | |
| 198 | 鉄粉製造業 | | | | |
| 199 | 鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | | |
| 200 | 非鉄金属製造業 | | | | |
| 201 | 電気めっき業 | 40 | 40 | 40 | |
| 202 | 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | 10 | 10 | 10 | |
| 203 | 一般機械器具製造業 | | | | |
| 204 | プリント配線基板製造業 | | | | |
| 205 | 電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。） | 10 | 10 | 10 | |
| 206 | 輸送用機械器具製造業 | | | | |
| 207 | 精密機械器具製造業 | | | | |
| 208 | ガス製造工場 | 20 | 20 | 20 | 石炭ガス製造工程を有するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、90、90、70とする。 |
| 209 | 下水道業 | 20 | 20 | 20 | 活性汚泥法又は標準散水床法より高度に下水を処理することができる方法により下水を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、15、15、15とする。 |
| 210 | 空瓶卸売業 | 30 | 20 | 20 | |
| 211 | 共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する施設をいう。） | 30 | 30 | 20 | |
| 212 | 弁当仕出屋又は弁当製造業 | 50 | 40 | 30 | |
| 213 | 飲食店 | | | | |
| 214 | 旅館 | | | | |
| 215 | リネンサプライ業 | 40 | 40 | 30 | |
| 216 | 洗濯業（前項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 217 | 商業写真業 | 60 | 60 | 60 | |

| | | | | | |
|---------------------|--|----|----|----|--|
| 218 | 写真業（前項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 219 | 自動車整備業 | 20 | 20 | 20 | |
| 220 | 病院 | 30 | 30 | 30 | |
| 221 | し尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。） | 30 | 30 | 30 | 業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、25、25とする。 |
| 222 | し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。） | 50 | 50 | 40 | し尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年7月建設省告示第1292号）が適用される前のものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ 及び ⁽²⁾ の欄の値は、70とする。 |
| 223 | し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。） | 40 | 30 | 20 | (1) 日平均排水量が3,000立方メートル未満のものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽¹⁾ の欄の値は、50とする。 (2) 昭和62年6月30日以前に設置されたものにあつては、化学的酸素要求量 ⁽²⁾ の欄の値は、40とする。 (3) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、化学的酸素要求量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、20、10とする。 |
| 224 | ごみ処理業 | 30 | 30 | 30 | |
| 225 | 廃油処理業 | 20 | 20 | 20 | |
| 226 | 産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 227 | 死亡獣畜取扱業 | 40 | 40 | 40 | |
| 228 | と畜場 | | | | |
| 229 | 中央卸売市場 | 20 | 20 | 20 | |
| 230 | 地方卸売市場 | | | | |
| 231 | 試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）第1条の2各号に掲げるものをいう。） | | | | |
| 232 | 1の項から前項までに分類されないもの | | | | |
| | (1) 金属鉱業に係るもの | 10 | 10 | 10 | |
| | (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの | 30 | 30 | 30 | |
| | (3) 石こう製品製造業に係るもの | 10 | 10 | 10 | |
| | (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの | | | | |
| | (5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの） | 30 | 30 | 30 | |
| | (6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの） | 50 | 50 | 40 | |
| (7) (1)から(6)までに分類され | 10 | 10 | 10 | | |

ないもの

別表第2 (2関係)

| | 業種その他の区分 | 窒素含有量 (単位 1リットル につきミリグラム) | | 備 考 |
|----|--------------------------------------|---------------------------------|-----|-----|
| | | (1) | (2) | |
| 1 | 畜産農業(日平均排水量1,000立方メートル以上の事業場の場合に限る。) | 60 | 60 | |
| 2 | 畜産農業(日平均排水量1,000立方メートル未満の事業場の場合に限る。) | | | |
| 3 | 天然ガス鉱業 | | | |
| 4 | 非金属鉱業 | 25 | 15 | |
| 5 | 肉製品製造業 | 30 | 10 | |
| 6 | 乳製品製造業 | 20 | 10 | |
| 7 | 畜産食料品製造業(前2項に掲げるものを除く。) | 30 | 10 | |
| 8 | 水産缶詰・瓶詰製造業 | 20 | 10 | |
| 9 | 寒天製造業 | | | |
| 10 | 魚肉ハム・ソーセージ製造業 | | | |
| 11 | 水産練製品製造業 | 45 | 10 | |
| 12 | 冷凍水産物製造業 | | | |
| 13 | 冷凍水産食品製造業 | | | |
| 14 | 水産食料品製造業(8の項から前項までに掲げるものを除く。) | | | |
| 15 | 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 | 20 | 10 | |
| 16 | 野菜漬物製造業 | | | |
| 17 | 味そ製造業 | | | |
| 18 | しょう油・食用アミノ酸製造業 | 45 | 10 | |
| 19 | 化学調味料製造業 | 20 | 10 | |
| 20 | ソース製造業 | | | |
| 21 | 食酢製造業 | | | |
| 22 | 砂糖精製業 | | | |
| 23 | ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 | | | |
| 24 | 小麦粉製造業 | | | |
| 25 | パン製造業 | | | |
| 26 | 生菓子製造業 | | | |
| 27 | ビスケット類・干菓子製造業 | | | |
| 28 | 米菓製造業 | | | |
| 29 | パン・菓子製造業(25の項から前項までに掲げるものを除く。) | | | |
| 30 | 植物油脂製造業 | | | |
| 31 | 動物油脂製造業 | | | |
| 32 | 食用油脂加工業 | | | |
| 33 | ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業 | | | |
| 34 | 穀類でんぷん製造業 | | | |
| 35 | めん類製造業 | | | |
| 36 | こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業 | | | |
| 37 | 豆腐・油揚製造業 | 30 | 10 | |
| 38 | あん類製造業 | 20 | 10 | |
| 39 | 冷凍調理食品製造業 | 30 | 10 | |
| 40 | そう(惣)菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの | 20 | 10 | |
| 41 | 清涼飲料製造業 | | | |
| 42 | 果実酒製造業 | | | |
| 43 | ビール製造業 | | | |
| 44 | 清酒製造業 | | | |
| 45 | 蒸留酒・混成酒製造業 | | | |
| 46 | インスタントコーヒー製造業 | | | |
| 47 | 配合飼料製造業 | | | |
| 48 | 単体飼料製造業 | | | |
| 49 | 有機質肥料製造業 | | | |
| 50 | たばこ製造業 | | | |

| | | | | |
|----|--|----|----|--|
| 51 | 器械生糸製造業 | | | |
| 52 | 座繰生糸製造業 | | | |
| 53 | 玉糸製造業 | | | |
| 54 | 生糸製造業（前3項に掲げるものを除く。） | | | |
| 55 | 繊維工業（51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの | | | |
| 56 | 繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの | | | |
| 57 | 繊維工業で麻製織工程に係るもの | | | |
| 58 | 繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程附帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの | | | |
| 59 | 繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの（前項に掲げるものを除く。） | 25 | 10 | 綿織物捺染工程にあつては、室素含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、60とする。 |
| 60 | 繊維工業で織物手加工染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 25 | 10 | |
| 61 | 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 20 | 10 | |
| 62 | 繊維工業でニット・レース染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの | | | |
| 63 | 繊維工業で繊維雑品染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。）に係るもの | 25 | 10 | |
| 64 | 繊維工業で不織布製造工程に係るもの | 20 | 10 | |
| 65 | 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの | | | |
| 66 | 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの | | | |
| 67 | 繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの | | | |
| 68 | 繊維工業（55の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 69 | 一般製材業 | | | |
| 70 | 木材チップ製造業 | | | |
| 71 | 合板製造業 | | | |
| 72 | パーティクルボード製造業（次項に掲げるものを除く。） | | | |
| 73 | パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの | | | |
| 74 | 床柱製造業 | | | |
| 75 | 木材薬品処理業 | | | |
| 76 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの | | | |
| 77 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 78 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 79 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | | | |

| | | | | |
|-----|--|----|----|---|
| 80 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程（前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。）又はさらしセミケミカルパルプ製造工程（前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。）に係るもの | | | |
| 81 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | | | |
| 82 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程（前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。）に係るもの | | | |
| 83 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの（次項に掲げるものを除く。） | | | |
| 84 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの | | | |
| 85 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 86 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの | | | |
| 87 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 88 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの | | | |
| 89 | 機械すき和紙製造業 | | | |
| 90 | 手すき和紙製造業 | | | |
| 91 | 塗工紙製造業 | | | |
| 92 | 段ボール製造業 | | | |
| 93 | 重包装紙袋製造業 | | | |
| 94 | セロファン製造業 | | | |
| 95 | 乾式法による繊維板製造業 | | | |
| 96 | 繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 97 | パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 98 | 新聞業 | | | |
| 99 | 出版業 | | | |
| 100 | 印刷業 | | | |
| 101 | 製版業 | | | |
| 102 | 窒素質・りん酸質肥料製造業 | 15 | 10 | <p>(1) アンモニア製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、40、30とする。</p> <p>(2) アンモニア誘導品製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、200、200とする。</p> <p>(3) 尿素製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、</p> |

| | | | | |
|-----|--|-------|-------|---|
| | | | | それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,500とする。 |
| 103 | 複合肥料製造業 | 15 | 10 | |
| 104 | 化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。） | | | |
| 105 | ソーダ工業 | | | |
| 106 | 電炉工業 | | | |
| 107 | 無機顔料製造業 | 50 | 40 | |
| 108 | 無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。） | | | |
| 109 | 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料として使用するものによっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 |
| 110 | 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料として使用するものによっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 |
| 111 | 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの | 15 | 10 | |
| 112 | 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものによっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 |
| 113 | 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料として使用するものによっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 |
| 114 | 石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。） | 15 | 10 | |
| 115 | 脂肪族系中間物製造業 | 15 | 10 | (1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものによっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 (2) 青酸誘導品含有排水を排出する工程によっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、500、500とする。 |
| 116 | メタン誘導品製造業 | 15 | 10 | |
| 117 | 発酵工業 | | | |
| 118 | コールタール製品製造業 | 1,000 | 1,000 | |
| 119 | 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料として使用するものによっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 |
| 120 | プラスチック製造業 | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものによっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 |
| 121 | 合成ゴム製造業 | | | |
| 122 | 有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。） | 15 | 10 | (1) 窒素又はその化合物を原料として使用するものによっては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (2) イソシアヌル酸及びその誘導品製造工程によっては、窒素含有量の欄の値は、 |

| | | | | |
|-----|-------------------------------|-----|-----|---|
| | | | | それぞれ同欄の順序に従い、20、15とする。 (3) メラミン製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1,500、1,500とする。 |
| 123 | レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの | 15 | 10 | |
| 124 | レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの | | | |
| 125 | 合成繊維製造業 | 15 | 10 | 窒素又はその化合物を原料として使用するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、50、40とする。 |
| 126 | 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 | 15 | 10 | |
| 127 | 石けん・合成洗剤製造業 | | | |
| 128 | 界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 129 | 塗料製造業 | | | |
| 130 | 印刷インキ製造業 | | | |
| 131 | 医薬品原薬・製剤製造業 | 15 | 10 | 医薬品原薬製造工程（窒素又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。 |
| 132 | 医薬品製剤製造業 | 15 | 10 | |
| 133 | 生物学的製剤製造業 | | | |
| 134 | 生薬製造業 | | | |
| 135 | 動物用医薬品製造業 | | | |
| 136 | 火薬類製造業 | | | |
| 137 | 農薬製造業 | | | |
| 138 | 合成香料製造業 | | | |
| 139 | 香料製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 140 | 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 | | | |
| 141 | にかわ製造業 | | | |
| 142 | ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 143 | 写真感光材料製造業 | | | |
| 144 | 天然樹脂製品・木材化学製品製造業 | | | |
| 145 | イオン交換樹脂製造業 | | | |
| 146 | 化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 147 | 石油精製業 | 20 | 10 | |
| 148 | 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 149 | コークス製造業 | 600 | 400 | |
| 150 | 石油コークス製造業 | 20 | 10 | |
| 151 | 自動車タイヤ・チューブ製造業 | | | |
| 152 | ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの | | | |
| 153 | ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | | | |
| 154 | なめし革製造業 | | | |
| 155 | 毛皮製造業 | | | |
| 156 | 板ガラス製造業 | | | |
| 157 | 板ガラス加工業 | | | |
| 158 | ガラス製加工素材製造業 | | | |
| 159 | ガラス容器製造業 | | | |
| 160 | 理化学用・医療用ガラス器具製造業 | | | |
| 161 | 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業 | | | |
| 162 | ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製 | | | |

| | | | | |
|-----|-----------------------------------|----|----|---|
| | 品製造業 | | | |
| 163 | ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 164 | ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 165 | 生コンクリート製造業 | | | |
| 166 | コンクリート製品製造業 | | | |
| 167 | セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | | | |
| 168 | 黒鉛電極製造業 | | | |
| 169 | 砕石製造業 | | | |
| 170 | 鉱物・土石粉碎等処理業 | | | |
| 171 | 模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。） | | | |
| 172 | うわ薬製造業 | | | |
| 173 | 製鋼圧延を行う高炉による製鉄業 | 15 | 10 | (1) コークス製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、600、400とする。 (2) ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 |
| 174 | 製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業 | 15 | 10 | ステンレス硝酸酸洗工程を有するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、55、40とする。 |
| 175 | フェロアロイ製造業 | | | |
| 176 | 高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 177 | 転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業 | | | |
| 178 | 電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業 | | | |
| 179 | 熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | | | |
| 180 | 冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | | | |
| 181 | 冷間ロール成型形鋼製造業 | | | |
| 182 | 鋼管製造業 | | | |
| 183 | 伸鉄業 | | | |
| 184 | 磨棒鋼製造業 | | | |
| 185 | 引抜鋼管製造業 | | | |
| 186 | 伸線業 | | | |
| 187 | ブリキ製造業 | | | |
| 188 | 亜鉛鉄板製造業 | | | |
| 189 | めっき鋼管製造業 | | | |
| 190 | めっき鉄鋼線製造業 | | | |
| 191 | 表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。） | 30 | 10 | |
| 192 | 鍛鋼製造業 | 15 | 10 | |
| 193 | 鍛工品製造業 | | | |
| 194 | 鋳鋼製造業 | | | |
| 195 | 鋳鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。） | | | |
| 196 | 鋳鉄管製造業 | | | |
| 197 | 可鍛鋳鉄製造業 | | | |
| 198 | 鉄粉製造業 | | | |
| 199 | 鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 200 | 非鉄金属製造業 | 20 | 10 | 核燃料製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 |
| 201 | 電気めっき業 | 20 | 10 | 窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に |

| | | | | |
|-----|------------------------------|----|----|--|
| | | | | 従い、60、50とする。 |
| 202 | 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | 20 | 10 | (1) 溶融めっき工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 (2) アルマイト加工工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、60、50とする。 |
| 203 | 一般機械器具製造業 | 20 | 10 | |
| 204 | プリント配線基板製造業 | | | |
| 205 | 電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除く。） | 20 | 10 | (1) 民生用電気機械器具製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 (2) 半導体素子製造工程にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 |
| 206 | 輸送用機械器具製造業 | 20 | 10 | 自動車・同附属品製造工程（窒素又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、20とする。 |
| 207 | 精密機械器具製造業 | 20 | 10 | 時計・同部分品製造工程（時計側を除く。）にあつては、窒素含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、30とする。 |
| 208 | ガス製造工場 | 20 | 10 | |
| 209 | 下水道業 | 25 | 15 | (1) 活性汚泥法、標準散水床法その他これらと同程度に下水中の窒素を除去できる方法より高度に下水中の窒素を除去できる方法により下水を処理するもの（高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。）にあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、10、10とする。 (2) 高濃度の窒素を含有する汚水を多量に受け入れて処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、30、20とする。 |
| 210 | 空瓶卸売業 | 25 | 15 | |
| 211 | 共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。） | | | |
| 212 | 弁当仕出屋又は弁当製造業 | | | |
| 213 | 飲食店 | | | |
| 214 | 旅館 | | | |
| 215 | リネンサプライ業 | | | |

| | | | | | |
|-----|--|-------------------------------------|----|---|--|
| 216 | 洗濯業（前項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 217 | 商業写真業 | | | | |
| 218 | 写真業（前項に掲げるものを除く。） | | | | |
| 219 | 自動車整備業 | | | | |
| 220 | 病院 | | | | |
| 221 | し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。） | 30 | 20 | 業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、25、15とする。 | |
| 222 | し尿浄化槽（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。） | 40 | 20 | | |
| 223 | し尿処理業（し尿浄化槽に係るものを除く。） | 25 | 15 | 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、窒素含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、20、10とする。 | |
| 224 | ごみ処理業 | 25 | 15 | | |
| 225 | 廃油処理業 | | | | |
| 226 | 産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。） | 40 | 20 | | |
| 227 | 死亡獣畜取扱業 | 25 | 15 | | |
| 228 | と畜場 | | | | |
| 229 | 中央卸売市場 | | | | |
| 230 | 地方卸売市場 | | | | |
| 231 | 試験研究機関（水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。） | | | | |
| 232 | 1の項から前項までに分類されないもの | (1) 金属鉱業に係るもの | 10 | 10 | |
| | | (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの | 20 | 10 | |
| | | (3) 石こう製品製造業に係るもの | 10 | 10 | |
| | | (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの | | | |
| | | (5) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル以上のもの） | 30 | 20 | |
| | | (6) 生活排水に係るもの（日平均排水量400立方メートル未満のもの） | 40 | 20 | |
| | | (7) (1)から(6)までに分類されないもの | 10 | 10 | |

別表第3（3関係）

| | 業種その他の区分 | りん含有量 〔単位 1リットルにつきミリグラム〕 | | 備 考 |
|---|--------------------------------------|-----------------------------|-----|-----|
| | | (1) | (2) | |
| 1 | 畜産農業（日平均排水量1,000立方メートル以上の事業場の場合に限る。） | 8 | 8 | |
| 2 | 畜産農業（日平均排水量1,000立方メートル未満の事業場の場合に限る。） | | | |
| 3 | 天然ガス鉱業 | 3 | 2 | |
| 4 | 非金属鉱業 | 4 | 2 | |
| 5 | 肉製品製造業 | 4 | 1 | |
| 6 | 乳製品製造業 | 5 | 1 | |
| 7 | 畜産食料品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | 8 | 1 | |
| 8 | 水産缶詰・瓶詰製造業 | 3 | 1.5 | |
| 9 | 寒天製造業 | | | |

| | | | | |
|----|--|---|-----|--|
| 10 | 魚肉ハム・ソーセージ製造業 | | | |
| 11 | 水産練製品製造業 | | | |
| 12 | 冷凍水産物製造業 | | | |
| 13 | 冷凍水産食品製造業 | 4 | 1 | |
| 14 | 水産食料品製造業（8の項から前項までに掲げるものを除く。） | 4 | 1.5 | |
| 15 | 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業 | | | |
| 16 | 野菜漬物製造業 | 3 | 1.5 | |
| 17 | 味そ製造業 | 4 | 1.5 | |
| 18 | しょう油・食用アミノ酸製造業 | 8 | 1.5 | |
| 19 | 化学調味料製造業 | 3 | 1.5 | |
| 20 | ソース製造業 | | | |
| 21 | 食酢製造業 | | | |
| 22 | 砂糖精製業 | | | |
| 23 | ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業 | | | |
| 24 | 小麦粉製造業 | | | |
| 25 | パン製造業 | | | |
| 26 | 生菓子製造業 | 6 | 1 | |
| 27 | ビスケット類・干菓子製造業 | 3 | 1.5 | |
| 28 | 米菓製造業 | | | |
| 29 | パン・菓子製造業（25の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 30 | 植物油脂製造業 | 4 | 1.5 | |
| 31 | 動物油脂製造業 | 2 | 1 | |
| 32 | 食用油脂加工業 | 3 | 1.5 | |
| 33 | ふくらし粉・イースト・その他の酵母剤製造業 | | | |
| 34 | 穀類でんぷん製造業 | | | |
| 35 | めん類製造業 | | | |
| 36 | こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業 | | | |
| 37 | 豆腐・油揚製造業 | 5 | 1 | |
| 38 | あん類製造業 | | | |
| 39 | 冷凍調理食品製造業 | 8 | 1 | |
| 40 | そう（惣）菜製造業のうち煮豆の製造に係るもの | 4 | 1.5 | |
| 41 | 清涼飲料製造業 | 3 | 1.5 | |
| 42 | 果実酒製造業 | | | |
| 43 | ビール製造業 | | | |
| 44 | 清酒製造業 | | | |
| 45 | 蒸留酒・混成酒製造業 | | | |
| 46 | インスタントコーヒー製造業 | | | |
| 47 | 配合飼料製造業 | 2 | 1 | |
| 48 | 単体飼料製造業 | | | |
| 49 | 有機質肥料製造業 | | | |
| 50 | たばこ製造業 | | | |
| 51 | 器械生糸製造業 | | | |
| 52 | 座繰生糸製造業 | | | |
| 53 | 玉糸製造業 | | | |
| 54 | 生糸製造業（前3項に掲げるものを除く。） | | | |
| 55 | 繊維工業（51の項から前項までに掲げるもの及び衣服その他の繊維製品に係るものを除く。以下この表において同じ。）で整毛工程に係るもの | | | |
| 56 | 繊維工業で副蚕糸精練工程に係るもの | | | |
| 57 | 繊維工業で麻製織工程に係るもの | | | |
| 58 | 繊維工業で毛織物機械染色整理工程（のり抜き、精練漂白、シルケット加工その他の染色整理工程に附帯して行われる加工処理工程（以下この表において「染色整理工程附帯加工処理工程」という。）を含む。）に係るもの | | | |
| 59 | 繊維工業で織物機械染色整理工程（染色整理工程附帯加工処理工程を含む。） | 5 | 1 | |

| | | | | |
|----|---|---|---|--|
| |)に係るもの(前項に掲げるものを除く。) | | | |
| 60 | 繊維工業で織物手加工染色整理工程(染色整理工程附帯加工処理工程を含む。)に係るもの | | | |
| 61 | 繊維工業で綿状繊維・糸染色整理工程(染色整理工程附帯加工処理工程を含む。)に係るもの | | | |
| 62 | 繊維工業でニット・レース染色整理工程(染色整理工程附帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 2 | 1 | |
| 63 | 繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程附帯加工処理工程を含む。)に係るもの | 5 | 1 | |
| 64 | 繊維工業で不織布製造工程に係るもの | 2 | 1 | |
| 65 | 繊維工業でフェルト製造工程に係るもの | | | |
| 66 | 繊維工業で上塗りした織物及び防水した織物製造工程に係るもの | | | |
| 67 | 繊維工業で繊維製衛生材料製造工程に係るもの | | | |
| 68 | 繊維工業(55の項から前項までに掲げるものを除く。) | | | |
| 69 | 一般製材業 | | | |
| 70 | 木材チップ製造業 | | | |
| 71 | 合板製造業 | | | |
| 72 | パーティクルボード製造業(次項に掲げるものを除く。) | | | |
| 73 | パーティクルボード製造業で湿式剥皮工程に係るもの | | | |
| 74 | 床柱製造業 | | | |
| 75 | 木材薬品処理業 | | | |
| 76 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で溶解パルプ製造工程に係るもの | | | |
| 77 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でサルファイトパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 78 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ製造工程、リファイナーグランドパルプ製造工程又はサーモメカニカルパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 79 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしケミグランドパルプ製造工程又は未さらしセミケミカルパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。) | | | |
| 80 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしケミグランドパルプ製造工程(前工程の未さらしケミグランドパルプ製造工程を含む。)又はさらしセミケミカルパルプ製造工程(前工程の未さらしセミケミカルパルプ製造工程を含む。)に係るもの | | | |
| 81 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で未さらしクラフトパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。) | | | |
| 82 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でさらしクラフトパルプ製造工程(前工程の未さらしクラフトパルプ製造工程を含む。)に係るもの | | | |
| 83 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とするパルプ製造工程に係るもの(次項に掲げるものを除く。) | | | |

| | | | | |
|-----|--|---|---|---|
| 84 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で古紙を原料とし脱インキ又は漂白を行うパルプ製造工程（前工程の離解工程を含む。）に係るもの | | | |
| 85 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で木材又は古紙以外のものを原料とするパルプ製造工程に係るもの | | | |
| 86 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業でグランドパルプ、リファイナグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプを主原料とする洋紙製造工程（前工程のグランドパルプ、リファイナグランドパルプ又はサーモメカニカルパルプ製造工程を有するものに限る。）に係るもの | | | |
| 87 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で洋紙製造工程に係るもの（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 88 | パルプ製造業、洋紙製造業又は板紙製造業で板紙製造工程に係るもの | | | |
| 89 | 機械すき和紙製造業 | | | |
| 90 | 手すき和紙製造業 | | | |
| 91 | 塗工紙製造業 | | | |
| 92 | 段ボール製造業 | | | |
| 93 | 重包装紙袋製造業 | | | |
| 94 | セロファン製造業 | | | |
| 95 | 乾式法による繊維板製造業 | | | |
| 96 | 繊維板製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 97 | パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業（76の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 98 | 新聞業 | | | |
| 99 | 出版業 | | | |
| 100 | 印刷業 | | | |
| 101 | 製版業 | | | |
| 102 | 窒素質・りん酸質肥料製造業 | | | |
| 103 | 複合肥料製造業 | | | |
| 104 | 化学肥料製造業（前2項に掲げるものを除く。） | | | |
| 105 | ソーダ工業 | | | |
| 106 | 電炉工業 | | | |
| 107 | 無機顔料製造業 | | | |
| 108 | 無機化学工業製品製造業（前3項に掲げるものを除く。） | | | |
| 109 | 石油化学系基礎製品製造業で脂肪族系中間物製造工程に係るもの | 2 | 1 | りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、4とする。 |
| 110 | 石油化学系基礎製品製造業で環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程に係るもの | | | |
| 111 | 石油化学系基礎製品製造業でプラスチック製造工程に係るもの | 2 | 1 | |
| 112 | 石油化学系基礎製品製造業で合成ゴム製造工程に係るもの | | | |
| 113 | 石油化学系基礎製品製造業で有機化学工業製品製造工程（脂肪族系中間物製造工程、環式中間物・合成染料・有機顔料製造工程、プラスチック製造工程及び合成ゴム製造工程を除く。）に係るもの | 2 | 1 | りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、4とする。 |
| 114 | 石油化学系基礎製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。） | 2 | 1 | |
| 115 | 脂肪族系中間物製造業 | 2 | 1 | りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有 |

| | | | | |
|-----|------------------------------------|---|---|--|
| | | | | 量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、4とする。 |
| 116 | メタン誘導品製造業 | 2 | 1 | |
| 117 | 発酵工業 | | | |
| 118 | コールタール製品製造業 | | | |
| 119 | 環式中間物・合成染料・有機顔料製造業 | 2 | 1 | りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するものにあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、65、4とする。 |
| 120 | プラスチック製造業 | 2 | 1 | |
| 121 | 合成ゴム製造業 | | | |
| 122 | 有機化学工業製品製造業（109の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 123 | レーヨン・アセテート製造業のうちレーヨンの製造に係るもの | | | |
| 124 | レーヨン・アセテート製造業のうちアセテートの製造に係るもの | | | |
| 125 | 合成繊維製造業 | | | |
| 126 | 脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業 | | | |
| 127 | 石けん・合成洗剤製造業 | | | |
| 128 | 界面活性剤製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 129 | 塗料製造業 | | | |
| 130 | 印刷インキ製造業 | | | |
| 131 | 医薬品原薬・製剤製造業 | 2 | 1 | 医薬品原薬製造工程（りん又はその化合物を原料として使用するものに限る。）にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。 |
| 132 | 医薬品製剤製造業 | 2 | 1 | |
| 133 | 生物学的製剤製造業 | | | |
| 134 | 生薬製造業 | | | |
| 135 | 動物用医薬品製造業 | | | |
| 136 | 火薬類製造業 | | | |
| 137 | 農薬製造業 | | | |
| 138 | 合成香料製造業 | | | |
| 139 | 香料製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 140 | 化粧品・歯磨・その他の化粧用調整品製造業 | | | |
| 141 | にかわ製造業 | | | |
| 142 | ゼラチン・接着剤製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 143 | 写真感光材料製造業 | | | |
| 144 | 天然樹脂製品・木材化学製品製造業 | | | |
| 145 | イオン交換樹脂製造業 | | | |
| 146 | 化学工業（102の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 147 | 石油精製業 | | | |
| 148 | 潤滑油製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 149 | コークス製造業 | | | |
| 150 | 石油コークス製造業 | | | |
| 151 | 自動車タイヤ・チューブ製造業 | | | |
| 152 | ゴム製品製造業でラテックス成型型洗浄工程に係るもの | | | |
| 153 | ゴム製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | | | |
| 154 | なめし革製造業 | | | |
| 155 | 毛皮製造業 | | | |
| 156 | 板ガラス製造業 | | | |
| 157 | 板ガラス加工業 | | | |
| 158 | ガラス製加工素材製造業 | | | |

| | | | | |
|-----|-----------------------------------|---|---|--|
| 159 | ガラス容器製造業 | | | |
| 160 | 理化学用・医療用ガラス器具製造業 | | | |
| 161 | 卓上用・ちゅう房用ガラス器具製造業 | | | |
| 162 | ガラス繊維（長繊維に限る。）・同製品製造業 | | | |
| 163 | ガラス繊維・同製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 164 | ガラス・同製品製造業（156の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 165 | 生コンクリート製造業 | | | |
| 166 | コンクリート製品製造業 | | | |
| 167 | セメント製品製造業（前2項に掲げるものを除く。） | | | |
| 168 | 黒鉛電極製造業 | | | |
| 169 | 砕石製造業 | | | |
| 170 | 鉱物・土石粉碎等処理業 | | | |
| 171 | 模造真珠製造業（ガラス製のものに限る。） | | | |
| 172 | うわ葉製造業 | | | |
| 173 | 製鋼圧延を行う高炉による製鉄業 | | | |
| 174 | 製鋼圧延を行わない高炉による製鉄業 | | | |
| 175 | フェロアロイ製造業 | | | |
| 176 | 高炉によらない製鉄業（前項に掲げるものを除く。） | | | |
| 177 | 転炉（単独転炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業 | | | |
| 178 | 電気炉（単独電気炉を含む。）による製鋼・製鋼圧延業 | | | |
| 179 | 熱間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | | | |
| 180 | 冷間圧延業（182の項及び183の項に掲げるものを除く。） | | | |
| 181 | 冷間ロール成型形鋼製造業 | | | |
| 182 | 鋼管製造業 | | | |
| 183 | 伸鉄業 | | | |
| 184 | 磨棒鋼製造業 | | | |
| 185 | 引抜鋼管製造業 | | | |
| 186 | 伸線業 | | | |
| 187 | ブリキ製造業 | | | |
| 188 | 亜鉛鉄板製造業 | | | |
| 189 | めっき鋼管製造業 | | | |
| 190 | めっき鉄鋼線製造業 | | | |
| 191 | 表面処理鋼材製造業（187の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 192 | 鍛鋼製造業 | | | |
| 193 | 鍛工品製造業 | | | |
| 194 | 鋳鋼製造業 | | | |
| 195 | 鋳鉄鋳物製造業（次項及び197の項に掲げるものを除く。） | | | |
| 196 | 鋳鉄管製造業 | | | |
| 197 | 可鍛鋳鉄製造業 | | | |
| 198 | 鉄粉製造業 | | | |
| 199 | 鉄鋼業（173の項から前項までに掲げるものを除く。） | | | |
| 200 | 非鉄金属製造業 | | | |
| 201 | 電気めっき業 | 2 | 1 | りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものにあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。 |
| 202 | 金属製品製造業（前項に掲げるものを除く。） | 2 | 1 | (1) 溶融めっき工程（りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。）にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とす |

| | | | | |
|-----|--|---|-----|---|
| | | | | る。 (2) アルマイト加工工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、8とする。 |
| 203 | 一般機械器具製造業 | 2 | 1 | |
| 204 | プリント配線基板製造業 | | | |
| 205 | 電気機械器具製造業(前項に掲げるものを除く。) | 2 | 1 | 民生用電気機械器具製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、6とする。 |
| 206 | 輸送用機械器具製造業 | 2 | 1 | 自動車・同附属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。)にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、4とする。 |
| 207 | 精密機械器具製造業 | 2 | 1 | 時計・同部分品製造工程(時計側を除く。)にあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、8とする。 |
| 208 | ガス製造工場 | 2 | 1 | |
| 209 | 下水道業 | 2 | 1.5 | (1) 活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法より高度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するもの(高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するものを除く。)にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、1、1とする。 (2) 高濃度のりんを含有する汚水を多量に受け入れて処理するもの(活性汚泥法、標準散水ろ床法その他これらと同程度に下水中のりんを除去できる方法により下水を処理するものに限る。)にあつては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、2とする。 |
| 210 | 空瓶卸売業 | 4 | 2 | |
| 211 | 共同調理場(学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。) | | | |
| 212 | 弁当仕出屋又は弁当製造業 | | | |
| 213 | 飲食店 | | | |
| 214 | 旅館 | | | |
| 215 | リネンサプライ業 | 5 | 1 | |
| 216 | 洗濯業(前項に掲げるものを除く。) | | | |
| 217 | 商業写真業 | 4 | 2 | |
| 218 | 写真業(前項に掲げるものを除く。) | | | |
| 219 | 自動車整備業 | | | |
| 220 | 病院 | | | |
| 221 | し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。) | 4 | 2 | 業種その他の区分の欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあ |
| 222 | し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条 | | | |

| | | | | | |
|-----|--|-------------------------------------|---|--|--|
| | 第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下201人以上のものに限る。) | | | っては、りん含有量の欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、3、1とする。 | |
| 223 | し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。) | 3 | 1 | 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、りん含有量 ⁽¹⁾ の欄の値は、2とする。 | |
| 224 | ごみ処理業 | 4 | 2 | | |
| 225 | 廃油処理業 | | | | |
| 226 | 産業廃棄物処理業(前項に掲げるものを除く。) | 4 | 1 | | |
| 227 | 死亡獣畜取扱業 | 4 | 2 | | |
| 228 | と畜場 | | | | |
| 229 | 中央卸売市場 | | | | |
| 230 | 地方卸売市場 | | | | |
| 231 | 試験研究機関(水質汚濁防止法施行規則第1条の2各号に掲げるものをいう。) | | | | |
| 232 | 1の項から前項までに分類されないもの | (1) 金属鉱業に係るもの | 1 | 1 | |
| | | (2) 衣類・その他の繊維製品製造業に係るもの | 5 | 1 | |
| | | (3) 石こう製品製造業に係るもの | 1 | 1 | |
| | | (4) 上水道業又は工業用水道業に係るもの | | | |
| | | (5) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル以上のもの) | 5 | 2 | |
| | | (6) 生活排水に係るもの(日平均排水量400立方メートル未満のもの) | | | |
| | | (7) (1)から(6)までに分類されないもの | 1 | 1 | |